

## Made in Japan 表示のための要件

Made in Japan と表示するためには、「輸出入取引法」や「原産地規則」等、各種法令や規則等に則り手続きをする必要がある。また、原産地を誤認させる表示や虚偽の表示をしてはならない。

### 【原産地を誤認させる貨物について】

原産地を誤認させる貨物について、経済産業省は原則そのような貨物の輸出を承認しないと通知している。また、「原産地を誤認させる貨物」として、以下のような例を挙げている。

真正な原産地を表す明確な表示がなく、

- ・単に原産地以外の国、地域及び都市名などの名称が記載されている場合
- ・一般に貨物の原産地に所在しないと認められる会社の名称、又は、一般に貨物の原産地ではないと認められる商標その他の図柄が表示されている場合、等

経済産業省ホームページ「原産地を誤認させるべき貨物の輸出について」

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_export/15\\_tokkyo/tokkyo.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_export/15_tokkyo/tokkyo.html),

### 【原産地の虚偽について】

原産国と異なる国名または地名が表示されている貨物の輸出は、輸出入取引法上の「不正な輸出取引」に該当し、虚偽の原産地表示と判断された場合は、当該国名または地名表示の抹消及び訂正が必要になる。

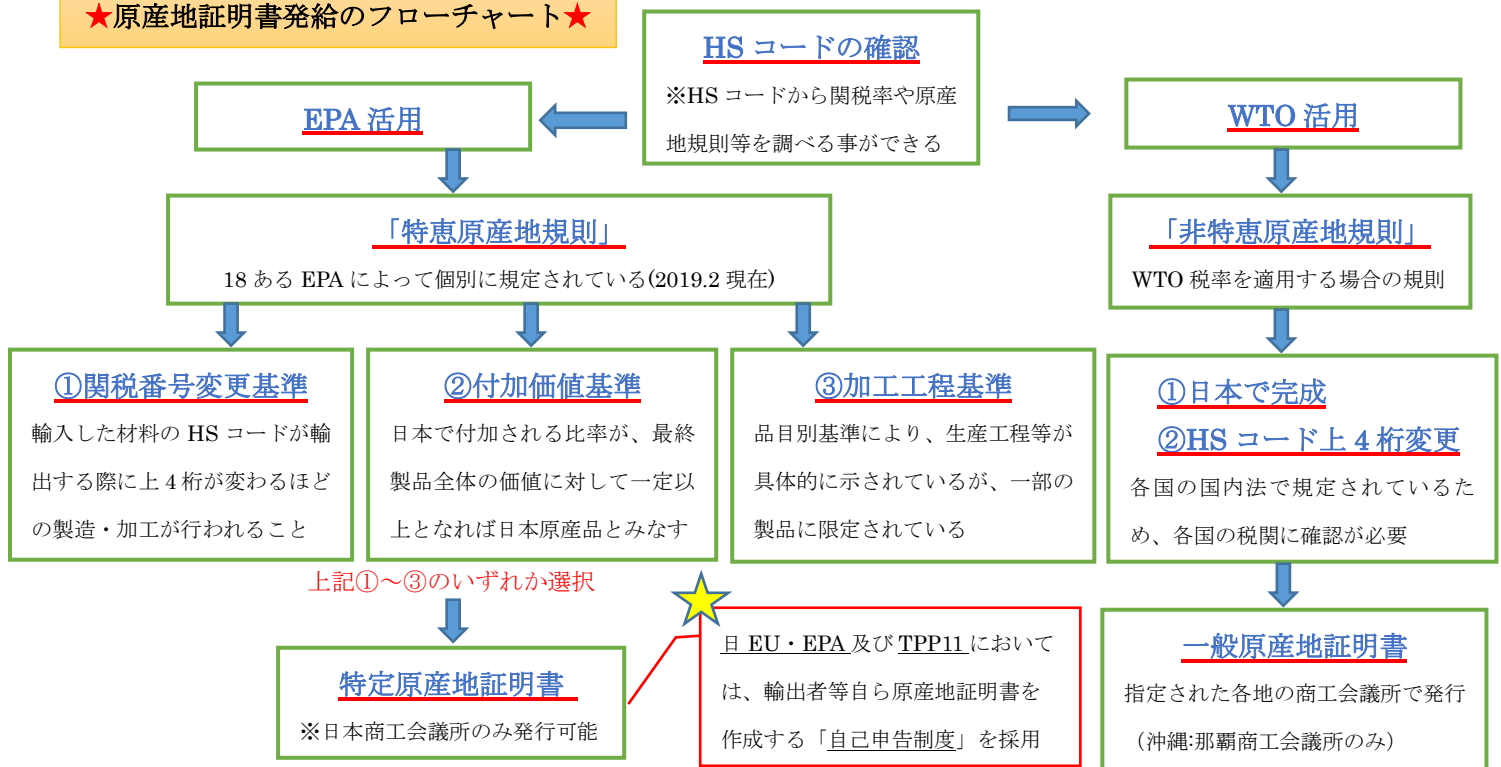
<原産地表示についてのお知らせ>（経済産業省 貿易局輸出課より）

1. 本邦から輸出する貨物に係わる虚偽の原産地表示については、輸出入取引法（昭和27年法律第299号）第2条第2号で「不公正な輸出取引」として定義し、同法第3条で「輸出業者は、不公正な輸出取引をしてはならない。」と規定し、不公正な輸出取引を禁止している。最近、輸出をする際に原産国と異なる国名又は地名が表示されている貨物が、輸出申告の際に税関において、同法に規定する虚偽の原産地表示に該当する旨の指摘を受け当省に輸出業者から相談が持ち込まれるケースが増えている。

経済産業省 貿易局輸出課「原産地表示についてのお知らせ」

<https://www.meti.go.jp/policy/tsutatsutou/tuuti1/aa229.pdf>

### ★原産地証明書発給のフローチャート★



※上記は日本側での判断基準であり、最終的に原産性を判断し適用関税率を決めるのは輸入国の税関であることに注意が必要です。また、上記内容に関連する「輸出入取引法」等の法令や規則に関する問い合わせは「内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課」へお問い合わせください。